

堺市上下水道局公告第137号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施しますので、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年10月26日

堺市上下水道事業管理者 出 末 明 彦

1 契約担当課

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局経営管理部理財課

電話番号 072-250-9139 FAX番号 072-250-6600

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

有機物を含む清掃土砂等処理業務

(2) 委託業務の仕様

「仕様書」の定めるところによる。

(3) 履行場所

堺市内

(4) 履行期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 入札方式

一般競争入札（紙入札）で執行する。

(7) 契約の形態

契約の形態は、単価契約とし、契約単価は、1tあたりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、以下のすべてを満たしていなければならない。

(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく平成27・28・29年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」における入札参加資格を有し、登録要綱別表に定める区分、業種、コード及び種目を「業務委託・役務の提供、産業廃棄物処分、060002 産業廃棄物処理」で登録している者。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業の許可（事業の区分：中間処理業、中間処理の方法：焼却、産業廃棄物の種類：污泥）を有している者で、堺市内に焼却施設（産業廃棄物処分業許可証に記載されている施設に限る。）を有しているもの。

(3) 施行令第167条の4及び堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条により準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しない者であること。（施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過した者を除く。）

(4) 「一般競争入札参加資格審査申請書」提出期限の日から開札日までの間に、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定）第2条により準用する堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けていないこと。

(5) 「一般競争入札参加資格審査申請書」提出期限の日から開札日までの間に、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第2条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「暴力団排除措置要綱」という。）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。以下同じ。）

を受けている者でないこと。また、大阪府警察本部から本市に対し、暴力団排除措置要綱に規定する通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。）があった者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 本入札の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、本入札の他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で入札に参加することができません。）。
- (8) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格審査申請を行っている場合
 - イ 本入札に入札参加資格審査申請している他の組合の組合員である場合
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に契約を履行できる者。

4 入札説明書、仕様書等の交付に関する事項

(1) 交付場所 「1 契約担当課」に同じ

(2) 交付方法

次のア、イいずれかの方法による。なお、費用は無償とする。

ア 契約担当課の窓口での交付

(ア) 交付期間

公告の日から平成28年11月15日（火）まで（ただし、市の休日（堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）

(イ) 交付時間

午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時00分までを除く。）

イ 堺市上下水道局ホームページ（アドレス <http://water.city.sakai.lg.jp/>）（「契約・入札関係」のページに掲載）からのダウンロード

5 入札参加手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書」により平成28年11月15日（火）午後5時00分までに前記「1 契約担当課」に入札参加資格の審査申請をしなければならない。なお、申請方法等の詳細については、「入札説明書」の定めるところによる。

6 平成27・28・29年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」に関する事項

前記「3 入札参加資格に関する事項（1）」に該当しない者がこの入札に参加するためには、次のとおり「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、当該種目に登録しなければならない。

(1) 登録審査担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部調達課

電話番号072-228-7473 FAX番号072-228-7217

(2) 登録種目

登録する種目は、登録要綱別表に規定する次の「区分・業種・コード・種目」とする。

「業務委託・役務の提供、産業廃棄物処分、060002 産業廃棄物処理」

(3) 登録申請書類配布方法

登録申請に必要な書類（以下「登録申請書類」という。）のデータを電子メールにより配布するので、登録申請書類が必要な者は、その旨を電子メールで登録審査担当課に申し出ること。また、電子メールを送信後、登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

（登録審査担当課メールアドレス chotatsu@city.sakai.lg.jp）

ア メール送付期限

平成28年11月9日（水）午後5時00分まで（必着）とする。

イ メール送付時の注意事項

(ア) 件名に「臨時登録希望」と明記すること。

(イ) 本文に「入札案件名」「連絡先(所在地(住所)、商号又は名称、担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス)」を記入すること。

(4) 登録申請書類提出方法

登録申請書類は、登録審査担当課に直接持参または郵送すること。

ア 直接持参の場合

(ア) 登録申請書類受付期間

公告の日から平成28年11月9日(水)まで(ただし、市の休日を除く。)

(イ) 申請受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで

イ 郵送の場合

(ア) 登録申請書類受付期限

平成28年11月9日(水)必着とする。

(イ) 郵送時の注意事項

郵送で提出した旨を前記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

(5) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から平成29年3月31日(金)までとする。当該期間の延長を希望する場合は、別途指定する手続を行うこと。

7 入札手続等

(1) 入札手続きは、「入札説明書」の定めるところによる。

(2) 入札説明会は、開催しない。

8 入札保証金に関する事項

「入札説明書」の定めるところによる。

9 入札執行(開札)の日時及び場所

(1) 開札日時

平成28年12月8日(木)午後2時00分

(2) 開札場所

堺市北区南百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局本庁舎4階 入札室
(ただし、市の都合により開札場所を変更する場合がある。)

10 入札の無効に関する事項

「入札説明書」の定めるところによる。

11 落札者の決定方法

「入札説明書」の定めるところによる。

12 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

上下水道事業管理者は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次の(1)、(2)、(3)及び(5)のいずれかに該当した場合は、落札者としない。また、上下水道事業管理者は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(5)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)、(3)、(4)に該当した場合は契約を締結しない。

(1) 入札参加停止要綱に基づく入札参加停止等を受けた場合

(2) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた場合

(3) 府警からの通報等があった場合

(4) 暴力団排除措置要綱第11条に規定する誓約書を提出しない場合(契約単価に予定数量を乗じた額(以下「予定総額」という。)が500万円未満の場合は除く。)

(5) (1)～(4)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

13 契約条項を示す場所

「1 契約担当課」に同じ。

1 4 契約手続等

- (1) この調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- (2) 当該入札による契約締結は、契約書の作成を要するものとする。
- (3) 契約保証金は、予定総額の100分の10以上とする。ただし、契約規則第30条の2に該当する場合は、契約保証金を免除する場合がある。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 落札者は、落札決定日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に契約に必要な関係書類を提出すること。また、暴力団排除措置要綱第11条に規定する誓約書を提出すること（ただし、予定総額が500万円未満の場合は除く。）。
- (6) 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続きに関し、堺市入札監視等委員会に対し苦情の申立てをすることができる。
- (7) 契約締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令等の関係法令、契約規則等を遵守すること。

1 5 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Treatment and disposal of sediments containing organic matter arising from sewerage cleaning
- (2) Deadline for the submission of application forms for qualification:
5:00 p.m., 15 November 2016
- (3) Deadline for tender:
5:00 p.m., 7 December 2016
- (4) Deadline for tender by mail:
6 December 2016
- (5) Date and time for tender:
2:00 p.m., 8 December 2016
- (6) Contact point for the notice:
Property and Contract Management Division, Business Management Department, Waterworks and Sewerage Bureau, Sakai City Government
39-2, Mozuumekita-cho 1-cho, Kita-ku, Sakai 591-8031, Japan
Phone 072-250-9139